

山鹿市条例第 17 号

山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例

山鹿市火災予防条例（平成 27 年山鹿市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設置する放熱設備（以下「サウナ設備」という）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設置する放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 10 条の 2 とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 10 条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設置するテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設置する放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設置すること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 2 条（第 1 項第 1 号、第 10 号から第 13 号まで及び第 15 号から第 18 号まで、第 2 項第 6 号、第 3 項並びに第 4 項を除く。）及び第 7 条第 1 項の規定を準用する。

第 15 条第 2 項中「並びに第 2 項第 5 号」を「、第 2 項第 5 号」に改める。

第 46 条第 1 項第 1 号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第 77 条第 8 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 8 号の 2 とし、同条第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 簡易サウナ設備（個人が設置するものを除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。